

役員・委員の選出免除について

◆PTA役員・委員における選出免除の権利を以下に定めるものとする。

1. 「免除」とは、役員・委員選出対象に含まれないこととする。ただし、立候補を妨げるものではない。
2. 「経験した役員・委員」とは、任期を満了した場合のみとし、任期途中で退任した場合はいかなる理由・期間であっても無効とする。
3. 学年及び学級全員が免除対象であった場合は、新たに選出を行うこととする。
4. PTA事務局・地区三役を経験した役員は、3の場合においても無期限に選出を免除されることとする。ただし、立候補を妨げるものではない。
5. 学年委員は複数の学級の学年委員を兼務不可とする。
6. 谷戸っ子サポーター(以下谷戸サポ)は、立候補制のため免除の記載はしない。

【 早見表 】

		免除になる役職				
		PTA事務局	地区三役	会計監査	学年委員 運協委員 交通安全協力員 避難所運営協議会	地区委員
経験した役員・委員	PTA事務局	無期限			任期中のみ免除	無期限
	地区三役	無期限			任期中のみ免除	無期限
	会計監査	任期中のみ免除				無期限 ※ 上記項目の「3」「4」に準ずる
	学年委員	任期中のみ免除		対象児童の学年のみ 無期限免除	任期中のみ免除	
	運協委員	任期中のみ免除		対象児童の学年のみ 無期限免除	任期中のみ免除	
	交通安全協力員	任期中のみ免除		対象児童の学年のみ 無期限免除	任期中のみ免除	
	避難所運営協議会	任期中のみ免除		対象児童の学年のみ 無期限免除	任期中のみ免除	

選出委員(6年生)	対象児童が6年生であり末子、かつ役員・委員未経験の会員から選出する
谷戸サポ	立候補制のため免除なし

◇ 免除有効期間について ◇

- ・任期中のみ免除 → 退任翌年から免除なし。
- ・対象児童の学年のみ
無期限免除 → 選出された対象児童の学年に限り、無期限の免除。
対象児童でない学年での選出においては免除なし。

◇ 役職の説明 ◇

- ・PTA事務局 → 会長1名・副会長2名・会計2名・庶務3名
- ・地区三役 → 委員長1名・副委員長2名
- ・学年委員 → 各学級2名
- ・運協委員 → 4年生の保護者
- ・交通安全協力員 → 3年生の保護者
- ・選出委員 → 6年生の保護者(PTA事務局の選出に係る活動のみ)